

教科に関する専門的事項に関する科目の見直しに対応した教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

- 教員免許状の取得に当たっては、教育職員免許法施行規則(以下「免許法施行規則」という。)において、「教科に関する専門的事項に関する科目」として1単位以上修得する必要がある科目(以下「教科専門の科目区分」という。)が規定されている。
- 中学校・高等学校教諭の普通免許状の取得の際、教科専門の科目区分数が比較的多い教科について、現職教員が認定講習等で単位を修得して免許状を取得する場合などにおいて、教科に関する専門的事項の最低修得単位数を超える単位の修得を要するケースが生じている。
- こうしたケースに関し、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)」(令和4年12月19日中央教育審議会)においても、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべきである。とされているところ。

2. 改正内容

- 1. を踏まえ、教科専門の科目区分について、中教審教員養成部会での検討も踏まえ、次のとおり、科目区分の統合や削除等を行う。
 ※「教科に関する専門的事項」に関する科目の必要最低修得単位数の総数については変更なし。
- 改正前後の科目の読み替えなど、必要な経過措置を整備。

学校種	教科	改正前科目区分	改正後科目区分	
中学校	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験・化学実験・生物実験・地学実験	
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)		
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)		
	※物理学、化学、生物学、地学の4科目については変更なし			
	技術	木材加工(製図及び実習を含む。)	材料加工(実習を含む。)	
		金属加工(製図及び実習を含む。)	機械・電気(実習を含む。)	
		機械(実習を含む。)		
		電気(実習を含む。)		
	家庭	栽培(実習を含む。)	生物育成	
情報とコンピュータ(実習を含む。)		情報とコンピュータ		
被服学(被服製作実習を含む。)		被服学(被服実習を含む。)		
保育学(実習を含む。)		保育学		
※家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学の3科目については変更なし				
高校	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験から1科目選択	
		被服学(被服製作実習を含む。)	被服学(被服実習を含む。)	
	家庭	住居学(製図を含む。)	住居学	
		保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学	
		家庭電気・家庭機械・情報処理	(削除)	
		※家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)		
	情報	情報社会・情報倫理	情報社会(職業に関する内容を含む。)	
		情報と職業		
		コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	コンピュータ・情報処理	
		情報システム(実習を含む。)	情報システム	
情報通信ネットワーク(実習を含む。)		情報通信ネットワーク		
		マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	マルチメディア表現・マルチメディア技術	

3. 施行予定日

令和6年4月1日(予定)

免許状の授与に必要な単位

参考

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭、並びに養護教諭及び栄養教諭の免許状を取得するためには、教育職員免許法の定めるところにより、**所定の基礎資格を備え、かつ「教科及び教職に関する科目」等について所定の単位を修得することが必要。**

	免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
		教科及び教職に関する科目		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	3
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	9
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3	5
高校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	3
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	9

- 「教科及び教職に関する科目」は、「**教科及び教科の指導法に関する科目**」、「**教育の基礎的理解に関する科目**」、「**道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目**」、「**教育実践に関する科目**」、「**大学が独自に設定する科目**」から成る。

- 「教科及び教科の指導法に関する科目」には、「各科目に含めることが必要な事項」として「**教科に関する専門的事項**」と「**各教科の指導法**」があり、「**教科に関する専門的事項**」は、**免許教科ごとに、少なくとも1単位以上の修得が必要な科目（教科専門の科目区分）が定められている**（※）。 ※（例）中学校一種免許状（数学）の場合：「代数学」「幾何学」「解析学」等

＜中学校教諭免許状＞

＜高等学校教諭免許状＞

	各科目に含めることが必要な事項	専修 一種 二種		
		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一種:8単位、二種:2単位)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1単位) ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。)	5	5	5
	ロ 教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
合計		83	59	35

	各科目に含めることが必要な事項	専修 一種	
		専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(4単位)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術 ニ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1単位) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校体験活動を1単位まで含むことができる。)	3	3
	ロ 教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		36	12
合計		83	59